

応急手当協力認定事業所制度実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、事業所内で発生した病気及びけがに対する応急手当、並びに事業所付近で発生した災害時の救護協力、その他の応急手当に対する取組みを、積極的に行っている事業所（以下「協力事業所」という。）に対し、応急手当協力認定事業所の証（以下「協力証」という。）を交付し、応急手当意識の高揚を図り、もって本市における各事業所の自主救護能力の向上を図ることを目的とする。

(交付要件)

第2条 協力証の交付要件は、本市内に存する協力事業所のうち次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 自動体外式除細動器（A E D）が設置されており、適切な維持管理をしていること。
- (2) 事業所に消防機関が行う救命講習修了者又は、それと同等、若しくはそれ以上の知識及び技術を有する者がいること。
- (3) 営業時間又は、公開時間中に事業所付近で救命処置を必要とする傷病者が発生した場合、A E Dを無償提供できること。

(協力事業所であることの申出)

第3条 協力証の交付を受けようとする者は、応急手当協力認定事業所（新規・変更・再発行）申出書（第1号様式以下「申出書」という。）により消防局長に申出るものとする。

2 申出事項に変更が生じた場合は、申出書により消防局長に申出るものとする。

(交付の決定)

第4条 消防局長は、事業所から協力事業所であることの申出を受け、第2条に定める要件を満たしていると認めた場合は、交付決定を行い、応急手当認定協力事業所の証交付簿（第2号様式以下「証交付簿」という。）に記録するものとする。

(協力証及び標章の交付)

第5条 消防局長は、当該事業所に対し、協力証（第3号様式）及び応急手当協力認定事業所の標章（第3号様式の2）以下「標章」という。）を交付するものとする。

2 消防局長は、交付した協力証及び標章を市民等が見やすい場所に掲示するよう事業所に協力を求めるものとする。

3 協力証及び標章は、必要に応じて申出書により再発行するものとする。

(協力事業所の交付の取消し等)

第6条 事業所の事由により交付を取消しする場合、応急手当協力認定事業所取消し申出書（第4号様式）により消防局長に申出るものとする。

- 2 消防局長は、前項により交付要件を満たさないと判断した場合は、証交付簿から削除するものとする。
- 3 消防局長は、協力事業所から応急手当協力認定事業所取消し申出書による申出がない場合で、交付要件に該当しないと認めた場合は、当該認定を取消すものとする。

(協力事業所の連絡)

第7条 協力事業所は、救護協力や応急手当を実施した場合は、速やかに消防局長に連絡するものとする。

(協力事業所への指導及び助言)

第8条 消防局長は、協力事業所が、自主的な応急手当の継続的な受講その他応急手当に関する普及啓発活動を実施する際は、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき指導及び助言をするものとする。

(補 則)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項を別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。